

都市計画法及び関連する条例の改正に伴う対応について（経過措置の取扱い）

都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」といいます。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正等に伴い、市街化調整区域において開発が可能な区域の見直し等をするため、『都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例』を令和3年12月24日に公布いたしました。

この条例改正により、令和4年4月1日より開発許可基準の一つである法第34条第11号（以下「11号」といいます。）の取扱いが変更となりますが、移行にあたり経過措置を設定しています。

令和4年3月に、この経過措置を適用する開発許可（法第29条）及び建築許可（法第43条）の申請が多くなされることが想定されるため、経過措置に係る申請処理の取扱いについて、次のとおりとします。

【通常の申請処理方法】

- 事前に内容を確認 → 提出資料に係る追加・修正等について協議
- 書類が揃った段階で申請を受付（手数料納付）

【経過措置に係る申請処理方法】

- 条件：・本処理方法は令和4年3月中に行われるものを対象とする。
・次に示す二次申請が一次申請より3ヶ月以内に行われるものを対象とする。
（一次申請時に計画の状況等について確認する。）

①一次申請・一次受付

最低限必要となる図書を備えて提出された日を申請日（一次申請）とする。

- 受付印を押印（一次受付）
- 経過措置の対象となる申請扱い

※申請書鏡には一次申請日を記入しない。

②二次申請・二次受付

一次申請時の提出された資料の追加・修正等を含め、必要となる全ての図書を備えて提出された日を申請日（二次申請）とする。

- 受付印を押印（二次受付）
- 申請手数料を徴収する。

※申請書鏡に二次申請日を記入する。

【最低限必要となる図書（一次申請時）】

①開発許可申請（法第29条）

- ・開発行為許可申請書（鏡）
- ・申請者の住民票の写し
- ・不動産登記事項証明書
- ・工程表
- ・委任状
- ・現況写真
- ・50戸連たんを確認できる図面
- ・添付図面
位置図，現況図，土地の公図の写し，現況地番図，土地利用計画図，
造成計画平面図

②建築許可申請（法第43条）

- ・建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（鏡）
- ・50戸を連たんを確認できる図面
- ・不動産登記事項証明書
- ・添付図面
付近見取り図，敷地現況図